

横浜市議会議員

まるおか
丸岡いつこ

地域政党 神奈川ネットワーク運動

神奈川県議会議員

わかばやし
若林ともこ



暮らしと政治をつなぐ
広報紙 No.115

ネット・青葉レポート

<http://aoba.kgnet.gr.jp/>

〒227-0062 横浜市青葉区青葉台2-5-10フォーリアヴェルデ301 TEL:045-989-3050 FAX:045-989-3051



丸岡いつこの市議会レポート

廃止から6年「費用弁償」が復活 市民の合意は得られない

<http://maruoka.kgnet.gr.jp/>



9月議会に「横浜市議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正」の議案が提案され、自民、公明、民主の三会派が賛成、可決されました。神奈川ネットは、かねてから費用弁償の廃止を訴えてきましたが、今度の費用弁償を復活させる議案についても反対しました。

かつて費用弁償が、本会議や委員会出席時にも日額支給されている時代もありましたが、私たちは、社会情勢や市の財政状況を勘案し、費用弁償を廃止すべきと主張してきました。その結果、2007年4月、ようやく日額支給を廃止し職務で市外に出張した時だけ旅費として支給される形に改められました。

今回、費用弁償を復活させる理由として賛成議員からは、「市議の役割が多岐にわたっている、制度的な支援が必要だ」といった意見も出されましたが、横浜市議の報酬は月額85万7700円で、そのほかに

1人あたり月額55万円の政務活動費も支給されています。議員活動は、議会に出席する事にだけに留まらず多岐にわたっており、むしろ、報酬や政務活動費の中で包括的に捉えるほうが望ましいと考えます。

条例見直しは、「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」で突然持ち上がったものですが、いったいどれだけの市民が、この特別委員会の議論を知ることができたでしょうか。市民への周知は不十分と言わざるを得ません。あらためて、費用弁償の廃止を求めています。

◆費用弁償◆

地方自治法には「議員は職務で要する費用に対しての弁償を受けることができる」と規定されています。制度や金額は各自治体の条例などで定められ、本会議や委員会に出席した際に交通費や雑費などとして支給されます。

介護保険制度から
「要支援1・2」を外さないことを
求める署名活動実施中！

柳橋小夜子（ネット青葉）

臨時国会で、医療や介護保険、公的年金などの社会保障制度改革についての今後のスケジュールを定めたプログラム法案が可決しました。介護保険改革では、要支援者への支援の見直しを実施するとされていますが、詳細については来年の通常国会以降に提出される個別法案に盛り込まれることとなります。

2014年度は5.1兆円の増収が見込まれていますが、そのうち新たな社会保障の充実に振り向けられるのは0.5兆円にとどまります。政府は、社会保障制度改革が、真に制度の充実・強化につながるものであることを示すべきであり、安易な給付抑制策を認めるわけにはいきません。

要支援者は現に介護を必要とする「要介護状態等」に置かれている人であり、一人暮らしの高齢者が4割近くを占め、高齢夫婦世帯・単身世帯同居など核家族世帯も3割近くを占めています。現行の様々な専門性のある介護予防サービス、必要最小限かつ適正に利用することで在宅生活を維持しています。要支援者の生活援助を介護保険給付から外すことは、要介護状態の悪化や介護給付の増大に繋がりがありません。また、介護者家族への負担も増えることが懸念されます。

神奈川ネットは、要支援者の介護予防サービスを、これまで通り介護保険の予防給付で行なうことを要望し、署名活動を進めています。生活援助を中心とした在宅サービスの重要性を当事者や現場のワーカーとともに訴えています。

来年4月からの消費税率8%に引き上げにより、

